

大阪市告示第47号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年1月17日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日
大阪市立東淀川区民会館	令和7年1月20日（月）

（東淀川区役所地域課）